

# 実務の相談

相談に答える人 弁護士 西村 國彦

## Q

ゴルフ場が民事再生を申請すると  
会員権の扱いはどうなるか

従業員三〇名の繊維卸売業を営んでいます。当社、また私個人もゴルフ会員権をもっていますが、最近、ゴルフ場の民事再生手続きの申請が増えていると聞き、気になっています。メンバーとなっているゴルフ場も経営が苦しいようなので、そこが民事再生の手続きを申請したら、プレーの権利、預託金の扱い、損失の税務上の扱いはどのようになるのでしょうか。また、ゴルフ場に対する責任追及や債権者としての対応などで留意すべき点について教えてください。

(埼玉県 F生)

## A

プレー権を確保し  
再建に協力する姿勢も大切

先日、Aカンントリークラブが民事再生の中立てをしたと聞きました。私と会社がメンバーになっているBゴルフ場も心配なのですが……。

ああ、あの有名プロの親族が経営しているゴルフ場ですね。会員権の額面(預託金)が二〇〇万〜三〇〇万円と人気があったコースで、募集時はゴルフ場もかなり強気でした。

たしかに、民事再生を申請するゴルフ場も少しずつ出てきています(苦笑)。

この四月の法施行時には日本全国のゴルフ場のうち数百コースが裁判所に駆け込むという噂もあって、裁判所側も多数の中立てを想定して対応を考えていたようです。ただ、民事再生法は和議に比べ少ない債権者の同意で再建計画をつくることできますが、実際には会社更生法的に運用されるか、それとも従来の和議法的に運用されるかを見極めたいというゴルフ場経営

者の気持ちもあるようで、それほどの申請数にはなっていません。ゴルフ場の経営者としては、「本当に経営者が残れるのか」を知りたいでしょう。

問題はプレー権の存続

一方、このようにゴルフ場の経営が危なくなるとして会員として心配になるのは、まず会員権の扱いです。最高裁の判例では、会員権の最も重要な部分は施設利用権(プレー権)だとしていますが、たしかにプレー権が確保されるかが問題です。それとともに、預託金そのものがどうなるかが問題となるでしょう。

——Aカンントリークラブの場合、債権者にどのような説明があったのでしょうか。

A カントリークラブでは、要するに預託金はカットせず棚上げし、会員としてのプレーには何の障害もないということでした。もし破産にでもなれば、預

## ■民事再生を申請した主なゴルフ場経営会社

社名(主なコース名)	本社	負債額
マルホ観光開発(ハッピーバレーゴルフクラブ)	北海道	110億円
星田ゴルフ(北六甲カントリー倶楽部)	大阪	285億円
長崎日動(愛野カントリー倶楽部)	長崎	200億円
常総観光(那珂カントリー倶楽部)	東京	150億円
ルーダンスカントリークラブ(〃)	東京	81億円
関越ハイランドゴルフクラブ(〃)	東京	79億円
藤岡ゴルフ倶楽部(〃)	東京	78億円
東松苑(東松苑ゴルフ倶楽部)	栃木	254億円
トーア(バードヒルゴルフ倶楽部)	大阪	1216億円
日本ロイヤルクラブ(勿来VIPロイヤルカントリークラブ)	東京	1000億円
ヒルクレストゴルフクラブ(〃)	栃木	500億円
九州フレーム工業(小長井カントリークラブ)	長崎	60億円

\* 資料データバンク調査より作成、8月まで

たともいわれています。たしかにゴルフ場が敗訴する判決が重なる、ゴルフ場の売上や土地建物などが差押えの対象となってしまう、一部の債権者の申立てによる強制執行の手続きのためにゴルフ場が潰れることもあり得ます。Aカントリークラブは銀行借入れがなく、ゴルフ場そのものが担保に入っていないので対応が比較的スムーズだったのかもしれませんが、担保が設定されていれば担保権者が先に回収を図ることもあり得ます。もともとAカントリークラブでは、「強制執行の包括的禁止命令」というものが出ました。これは、このゴルフ場に関するすべての強制執行を止める手続きです。民事再生ではそう簡単に発令されないだろうと思われていたのですが、ゴルフ場については関係者が多く、画一的処理が必要だということが発令されたようです。

誰が請求しても何も払わないし、強制執行もできないということですか。そうですね。預託金を返してもらえないなら返して欲しいという会員も多いでしょうが、この命令が出ると、それは認められなくなり得ます。もともと、ひとまず一律に返さないわけですから、ある意味では安心できるとも考えられるでしょう。会員としては、それを前提にプレー権に関心が移ることになります。公表される情報を検討する

いわばケチのついた会員権ですから、安い値段でも売ろうと考える人はいると思います。その場合は、損金で落とすことはできません。法人として所有しているものは、譲渡損を出さなくても半額は償却できるでしょう。一方、個人で所有している会員権については、市場で第三者に譲渡して損を出せば他の所得と損益通算できる可能性があります。ただし、経営が傾いて競売でゴルフ場が第三者に落とされてしまったあとでは、会員権の本質的な部分であるプレー権が消滅しているため、譲渡しても譲渡損を認めないようです。税務の扱いは個別の通達が出るなどすぐ変わるもので、売る前に最新の情報について会員権の税務をよく勉強している税理士に相談すべきでしょう。

保全命令が出たあとの対応はどうしたらよいでしょうか。銀行借入れがなく営業収支が悪くないのであれば、よほどの経営者のミスや隠された事実がないかぎり会員の過半数の同意によって再建は可能でしょう。会員としては公表される情報をよく検討し、ゴルフ場の再建に積極的に関わっていくことも必要です。会員の権利を守るために情報交換しながら仲間を増やしていくのです。

将来、民事再生法が十分に機能し、日本経済が再生していく過程で会員権相場が動き出したときは、悪材料の出尽くしたゴルフ場の評価はむしろ高くなるはずで、預託金債権の回収は、それから考えるということが現実的でしょう。

託金の返還請求権をもつ会員も含めて債権者に配当として支払われる額はより少なくなるケースが多いでしょう。Aカントリークラブでは、五〇%以上の会員の同意を取り付けて、会員権(預託金)の返還について分割と期限の延長で何とか乗り切るところが、会員の一部に預託金の全額返還を求める集団訴訟を提起する動きがあつて、力が尽き

たともいわれています。たしかにゴルフ場が敗訴する判決が重なる、ゴルフ場の売上や土地建物などが差押えの対象となってしまう、一部の債権者の申立てによる強制執行の手続きのためにゴルフ場が潰れることもあり得ます。Aカントリークラブは銀行借入れがなく、ゴルフ場そのものが担保に入っていないので対応が比較的スムーズだったのかもしれませんが、担保が設定されていれば担保権者が先に回収を図ることもあり得ます。もともとAカントリークラブでは、「強制執行の包括的禁止命令」というものが出ました。これは、このゴルフ場に関するすべての強制執行を止める手続きです。民事再生ではそう簡単に発令されないだろうと思われていたのですが、ゴルフ場については関係者が多く、画一的処理が必要だということが発令されたようです。

誰が請求しても何も払わないし、強制執行もできないということですか。そうですね。預託金を返してもらえないなら返して欲しいという会員も多いでしょうが、この命令が出ると、それは認められなくなり得ます。もともと、ひとまず一律に返さないわけですから、ある意味では安心できるとも考えられるでしょう。会員としては、それを前提にプレー権に関心が移ることになります。公表される情報を検討する

いわばケチのついた会員権ですから、安い値段でも売ろうと考える人はいると思います。その場合は、損金で落とすことはできません。法人として所有しているものは、譲渡損を出さなくても半額は償却できるでしょう。一方、個人で所有している会員権については、市場で第三者に譲渡して損を出せば他の所得と損益通算できる可能性があります。ただし、経営が傾いて競売でゴルフ場が第三者に落とされてしまったあとでは、会員権の本質的な部分であるプレー権が消滅しているため、譲渡しても譲渡損を認めないようです。税務の扱いは個別の通達が出るなどすぐ変わるもので、売る前に最新の情報について会員権の税務をよく勉強している税理士に相談すべきでしょう。

保全命令が出たあとの対応はどうしたらよいでしょうか。銀行借入れがなく営業収支が悪くないのであれば、よほどの経営者のミスや隠された事実がないかぎり会員の過半数の同意によって再建は可能でしょう。会員としては公表される情報をよく検討し、ゴルフ場の再建に積極的に関わっていくことも必要です。会員の権利を守るために情報交換しながら仲間を増やしていくのです。